「住民基本台帳に関する事務　全項目評価書（案）」に関する意見の募集結果について

市川市　市民部　市民課

○　実施期間

令和６年10月21日（月）～ 令和６年11月19日（火） 30日間

○　ご意見を提出していただいた方の人数及び件数

①インターネット	2人	2件
②窓口	0人	0件
③郵便	0人	0件
④FAX	0人	0件
⑤その他	0人	0件

○　ご意見への市の対応

①ご意見を踏まえて、案の修正をするもの	0件
②今後の参考にするもの	2件
③ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済みであるもの	0件
④その他（本案そのものに対するご意見でないもの等）	0件

○　ご意見の内容及び市の考え方

提出されたご意見の内容と、それに対する市の考え方は次のページをご覧ください。

なお、いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

○ご意見の内容と市の考え方

No.	ご意見の内容	市の考え方	ご意見への対応
1	セキュリティと個人番号については、情報処理(IT)のシステム監査のスキルを持つ人が評価を行ったほうが良いかと思われます。	特定個人情報保護評価は、特定個人情報を保有する者が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることとされております。 本評価書は、所管課である市民課において作成しておりますが、その作成にあたっては、本市が任用する情報システムの専門性を有する職員による内容確認を行った上で、市川市個人情報保護審査会(市川市個人情報保護に関する法律の施行に関する条例　第11条第3項の規程により個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員から組織するもの)による審査を経て公表する予定となっておりますので、十分な評価を行うことができているものと考えておりますが、情報処理のシステム監査のスキルを持つ人が評価を行った方が良いというご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	②
2	■本評価書(案)全体の在り方を次のとおりとすべきです。 ・扱う情報が、市川市民の個人情報が市の最高秘密であり、市が最優先で保護の対象とするという自覚を持たせるべきです。 ・業務監査、情報システム監査を実施するため、日本国の主権が及ぶ場所で実施するものとすべきです。 ・他国の主権・経営権が及ばない場所で実施するものとすべきです。 ■データの保管場所、作業場所の条件を次のとおりとすべきです。 ・業務監査、情報システム監査ができる場所 ・日本国の主権が及ぶ場所 ・他国の主権・経営権が及ばない場所 ※市の執行部門は、市の議会に対し監査結果を報告する義務があり、市民の監査請求に応じる義務があります。 ※日本国の主権が及ばない場所で保管されると、データの管理、作業方法に関する業務監査、情報システム監査ができず、日本国の法令を順守した業務遂行方法であるか監査できません。 ※他国の主権・経営権が及ぶ場所は、他国の法令に基づいて情報を漏洩させることができてしまいます。 ■業務委託先、業務委託先の法人株主(株主の株主を含む)の条件を次のとおりとすべきです。 ・日本国のみに登記されている法人 ・他国に登記されていない法人 ・日本国の法令を遵守する法人 ※これらを毎年、定期的に確認することも必要で、当てはまらなくなった場合、その直後に申し出させる義務を持たせるべきです。 ※違法行為、不法行為をする(した)法人に任せられません。 ■経営者(全役員)、個人株主(株主の株主を含む)の条件を次のとおりとすべきです。 ・日本国の国籍を保有している者 ・日本国以外の国籍を保有していない者 ・「外国PEPs」に該当しない者 ・日本国の法令を遵守する者 ※これらを毎年、定期的に確認することも必要で、当てはまらなくなった場合、その直後に申し出させる義務を持たせるべきです。 ※違法行為、不法行為をする(した)者に任せられません。	特定個人情報保護評価では、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置の内容を本評価書に記載しております。 ご指摘のデータの保管場所、作業場所、業務委託先等につきましては、個々の契約に基づく内容であるため本評価書において条件を指定することはできかねますが、今後の参考とさせていただきます。 また、本評価書に記載しております、新たなデータの保管場所となるガバメントクラウドにつきましては、デジタル庁が一括して調達を行い、各自治体に対して個別領域の使用を認めるものであり、その調達仕様書に、日本法に準拠することやISO27001・27017・27018の認証又は同等の実績を有すること、情報資産が日本国内に保管されることなどを規定しています。そのため、ガバメントクラウドを使用する場合においては個人情報に対するセキュリティが担保されているものと考えております。	②

パブリック コメントによるご意見以外の変更箇所について

○　パブリックコメントによるご意見以外で、次のページの項目について、評価書の記載項目を一部配置変更いたしましたので併せてご報告いたします。

なお、記載している内容の修正は行っておりません。

○ 評価書に一部配置変更を行った項目

No.	項目	修正前		修正後	修正理由
1	Ⅲ-(5)-7-⑤ P.91	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	⇒	記載を削除	項目の修正
2	Ⅲ-(1)-7-⑤ P.60	ガバメントクラウドに関する記載なし	⇒	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	項目の修正
3	Ⅲ-(5)-7-⑥ P.91	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	⇒	記載を削除	項目の修正

○ 評価書に一部配置変更を行った項目

No.	項目	修正前		修正後	修正理由
4	Ⅲ-(1)-7-⑥ P.61	ガバメントクラウドに関する記載なし	⇒	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	項目の修正
5	(別添3)変更箇所 P.122	Ⅲ(5)特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7　特定個人情報の保管・消去⑤　物理的対策	⇒	Ⅲ(1)特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7　特定個人情報の保管・消去⑤　物理的対策	項目の修正
6	(別添3)変更箇所 P.123	Ⅲ(5)特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7　特定個人情報の保管・消去⑥　技術的対策	⇒	Ⅲ(1)特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7　特定個人情報の保管・消去⑥　技術的対策	項目の修正